

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1302号)

平成27年6月12日

横情審答申第1302号

平成27年6月12日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年12月4日教生文第1654号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「大正天皇「宸翰」の映像原本で横浜市教育委員会職員が撮影したもの」
の個人情報非利用停止決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「大正天皇「宸翰」^{しんかん}」の映像原本で横浜市教育委員会職員が撮影したもの」の個人情報利用停止請求に対し非利用停止とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「大正天皇「宸翰」の映像原本で横浜市教育委員会職員が撮影したもの」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報利用停止請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成26年10月31日付で行った個人情報非利用停止決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非利用停止理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第43条第1項に規定する個人情報利用停止請求権を有するものとは認められないため非利用停止としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 個人情報利用停止請求の対象となる保有個人情報は、個人情報保護条例第34条第1項で規定されており、個人情報保護条例による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は他の法令等の規定により開示を受けたものが対象となる。また、同条例第44条では、個人情報利用停止請求の手續について定めており、利用停止請求は、前述の保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならないことを定めている。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は個人情報保護条例に基づく個人情報本人開示請求を行っておらず、本件個人情報については、個人情報本人開示請求による開示決定に基づいて開示された保有個人情報ではないことから、個人情報保護条例第43条第1項に定める、個人情報利用停止請求権を有するものとは認められないため、非利用停止とした。
- (3) なお、個人情報本人開示請求による開示決定に基づいて開示された個人情報が

個人情報利用停止請求の対象となることについては、後日、電子メールにて申立人へ説明し、申立人宅を訪問し口頭で説明したい旨を伝えたが、その後、申立人から「所定の文書により指示してほしいが開示請求は絶対条件ではないと思われる」等の返信があったため、本件処分に至った。

また、個人情報非利用停止決定通知書と併せて、申立人が求めている情報流出防止のための対応として、本市で保有している宸翰の映像原本のデータの削除を行い、文書でその旨を通知することが可能であることを、申立人に書面で送付した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 申立人は個人情報本人開示請求を行っていないため、個人情報保護条例の規定にかかわらず、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。）の適用を受けることができる。よってこの決定は理由なき決定となるため、撤回を求める。
- (3) 個人情報保護条例第69条の罰則規定に抵触し、また同条例第8条第2項の収集の制限にも抵触する。同項では、「実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。」とあるが、実施機関は申立人に対し、その利用目的を明示していない。となれば職員は、閲覧も撮影もできない。よって職員が行った撮影等は、職務以外の行為となり、職権濫用に当たる。
- (4) 本件個人情報の保有違反に加えて、歴史博物館の学芸員が実物を閲覧もせず、国宝級の秘宝の保管依頼を断っている。通常の手順であれば、課長を中心としたプロジェクトチームにより利用目的を策定し、公文書で学芸員に閲覧を命じ、鑑定意見書を徴し、本人へ公文書で通知をすべきである。それをわざわざ来宅して伝えなければならない理由などなかったはずである。
- (5) 実施機関職員が保管の断りを告げるため来宅した際、本件個人情報の複製を1葉持参返還しているが、撮影から既にかかなりの時間が経過している。1葉返還し

たところで、撮影原本から複製は無限に情報流出しているはずで、1葉返還の意味はない。このことを口外しないのは、実施機関による不正を隠すためのものであると考える。

- (6) 実施機関職員からのメール本文では寄贈の相談といているが、申立人は公的管理、公所の文化財としての保存の相談をしている。
- (7) 実施機関からの、申立人からの要望が出されれば情報流出防止のため保存データを削除するという対応については、削除の要望はあるが、実施機関の権限の範囲の中で削除処理をすべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人の自宅において、実施機関職員が写真撮影した大正天皇の宸翰の映像原本である。

(2) 本件請求の経緯について

ア 申立人から、大正天皇の宸翰について重要文化財への指定及び保管方法について相談を受けたため、平成26年5月に実施機関職員が申立人宅を訪問し、宸翰の由来及び公的管理を望んでいる旨の話を聞いた。実施機関職員は、横浜市歴史博物館（以下「博物館」という。）での保管について、博物館学芸員の意見を聞くため、申立人の同意を得たうえで、当該宸翰の写真撮影を行った。

イ その上で、平成26年9月に実施機関職員が、博物館学芸員に宸翰について、口頭で寄託の相談をしており、博物館学芸員から、博物館で保管するより所有者で大切に保管するほうが良いのではないか、との見解を確認している。

ウ さらに平成26年9月に、実施機関職員は、博物館での保管より所有者で大切に保管するほうが良いのではないか、という意見があったことに加えて、再度申立人宅を訪問し改めて説明したいとの電子メールを、申立人へ送信した。

エ 平成26年10月に申立人宅を訪問し、再度博物館での保管より所有者で大切に保管するほうが良いのではないか、という意見があったことを実施機関職員が口頭で伝えたところ、申立人から、情報流出防止のためとして個人情報利用停止請求書の提出を受けた。

(3) 個人情報利用停止請求について

ア 個人情報保護条例第43条第1項では「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところ

るにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」と規定し、第1号で「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去」と、第2号で「第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定している。実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるとき、すなわち、第43条第1項第1号又は第2号に該当するときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止をしなければならないものとされている。

さらに、同条例第43条第1項各号に定める利用停止請求権が認められる対象は、「自己を本人とする保有個人情報」としているが、当該保有個人情報の定義は第34条第1項に定められている。

そこで同条例第34条第1項を見てみると同項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第43条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは・・・、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。すなわち、訂正請求の対象は、同条第1項第1号において定める、実施機関が行った「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」又は同項第2号において定める「開示決定に係る保有個人情報であって、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの」に限られる。

イ 当審査会では以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 個人情報利用停止請求の対象となる保有個人情報は、個人情報保護条例第34条第1項において規定されている。本件請求については、同条例第34条第1項第1号に定める開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に対して行われたものではなく、直接に個人情報の利用停止を求めるものである。

また、本件請求については、同条例第34条第1項第2号に規定する他の法令等の規定により開示を受けたものに対して行われたものであるとも認められない。

したがって、本件請求については、同条例第43条第1項に規定する要件を

満たしておらず、個人情報利用停止請求権を有しているものと認めることはできないため、実施機関が本件個人情報を非利用停止とした決定は是認できる。

(イ) その他、申立人は縷々主張するが、いずれも本件請求に係る事案において当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、個人情報保護条例第43条第1項に規定する個人情報利用停止請求権を有するものと認められないため、非利用停止とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|---------------------------|
| 平成26年12月4日 | ・実施機関から諮問書及び非利用停止理由説明書を受理 |
| 平成26年12月25日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成26年12月15日 (第179回第三部会) 平成27年1月8日 (第261回第一部会) 平成27年1月9日 (第263回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成27年3月13日 (第267回第二部会) | ・審議 |
| 平成27年4月10日 (第268回第二部会) | ・異議申立人の意見陳述 ・審議 |
| 平成27年4月21日 (第269回第二部会) | ・審議 |
| 平成27年5月8日 (第270回第二部会) | ・審議 |